

障がいに関する座談会が 開催されました



本年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、山梨県障害者自立支援協議会の主催による、障がいの者の権利擁護や差別解消法の理解を深めるための座談会が8月30日に開催されました。

障がい者やそのご家族、関係機関の職員などが出席し、「自分の思いを実現するためにはどうすれば良いのかを考えてみよう」というテーマに沿った学習会や意見交換が行われました。

出席者からは「金融機関で自分の口座から預金を下ろそうとしたが、聴覚障がいがあり、コミュニケーションが上手く取れなかったことで、成人であるにもかかわらず親の許可が必要と言われて困った」「医療機関の窓口で、障がいがあることは伝えていたのに嫌な顔をされてしまった」「障がいの者用の駐車スペースはあるが、区画が狭く車いすの子どもを乗り降りさせることが大変」「一人一人障がいの特性が違うので配慮があると良い」などの意見が挙がりました。

障がい者基幹相談支援センターだより No.11

個々に違いがあることをお互いに認め合い、理解し合いながら障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指し、その人に合った工夫、やり方を配慮することができるよう一歩ずつ前に進むための座談会となりました。



■問合せ先 市障がい者基幹相談支援センター

☎ 055(262)1274